

吹田市指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事、業務委託及び物品購入等（以下「工事等」という。）に関する業務の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）の入札参加資格の停止（以下「指名停止」という。）その他の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格者が別表左欄各項に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて、当該措置要件の区分に応じそれぞれ同表右欄各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止の措置を行うものとする。ただし、市長が吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規程（昭和40年吹田市訓令第6号）第10条に規定する指名事業者審査会（以下「審査会」という。）による審査が必要であると判断したときは、当該審査を経て、指名停止の措置を行うものとする。

(下請負人等に関する指名停止)

第3条 市長は、前条の規定により指名停止の措置を行う場合において、当該指名停止の措置について責めを負うべき下請負人（有資格者に限る。）又は再委託先（有資格者であって、本市の承諾を得たものに限る。）があることが明らかになったときは、審査会の審査を経て、当該下請負人又は当該再委託先について、元請負人又は受注者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の措置を併せて行うものとする。

2 市長は、前条の規定により共同企業体又は事業協同組合について指名停止の措置を行うときは、審査会の審査を経て、当該共同企業体の構成員又は当該事業協同組合の組合員（それぞれ有資格者に限り、明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体又は当該事業協同組合の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の措置を併せて行うものとする

3 指名停止の措置を受けている有資格者（以下「指名停止事業者」という。）から指名停止期間中に合併等により営業を実質的に譲り受けたと認められる有資格者は、当該指名停止事業者の指名停止の措置を引き継ぐものとする。

(指名停止の効果)

第4条 市長は、一般競争入札を実施しようとするときは、指名停止事業者を参加させてはならない。

2 市長は、指名競争入札を実施しようとするときは、指名停止事業者を指名してはならない。

3 市長は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札等」という。）を実施した

後、契約を締結するまでの間に、現に入札等に参加した有資格者について指名停止の措置を行ったときは、当該有資格者を落札者とし、又は当該有資格者と契約を締結することはできない。

- 4 市長は、指名競争入札において、指名停止事業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。この場合においては、市長は、当該指名停止事業者に対してその旨を通知するものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格者が同一の事案により別表左欄各項に掲げる2以上の措置要件に該当する場合における指名停止の期間については、当該措置要件の区分に応じそれぞれ同表右欄各項に定める期間のうち最も長い期間を適用する。

- 2 指名停止の措置を受けた有資格者が指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に別表左欄各項に掲げる措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は、当該措置要件の区分に応じそれぞれ同表右欄各項に定める期間の2倍の期間（当該2倍の期間が3年を超えるときは、3年）とする。
- 3 前2項の規定は、指名停止事業者について準用する。
- 4 市長は、有資格者に情状酌量すべき特別の事由があることが明らかとなつたため、別表右欄各項に定める期間未満の期間並びに第1項及び第2項の規定による期間未満の指名停止の期間を定める必要があるときは、審査会の審査を経てその期間を定めることができる。
- 5 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があつたこと又は極めて重大な結果を生じさせたことが明らかとなつたときは、審査会の審査を経て、別表右欄各項に掲げる期間並びに第1項及び第2項の規定による期間を超える指名停止の期間を定めることができる。ただし、その期間は、3年を超えることができない。
- 6 市長は、指名停止事業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由があることが明らかとなつたときは、審査会の審査を経て、当該指名停止の期間を変更することができる。ただし、変更後の指名停止の期間は、3年を超えることができない。
- 7 市長は、別表左欄第14項又は第15項に掲げる措置要件に該当する有資格者について指名停止の措置を行う場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の4第1項から第4項までの規定に基づく課徴金減免制度が適用されている事実を確認することができたときは、指名停止の期間を同表右欄第14項又は第15項に定める期間の2分の1の期間（その期間に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）に短縮する。
- 8 前項の場合において、別表左欄第14項又は第15項に掲げる措置要件に係る指名停止の措置を現に受けている場合であつて、当該指名停止期間の2分の1に相当する期間を経過した後に前項の確認が行われたときは、当該指名停止期間は、当該確認の日をもって満了する。

(指名停止の解除)

第6条 市長は、指名停止事業者が、当該事業について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該指名停止事業者に係る指名停止の措置を解除するものとする。ただし、市長が審査会による審査が必要であると判断したときは、当該審査を経て、指名停止の措置を解除するものとする。

(指名停止等の通知)

第7条 市長は、第2条若しくは第3条第1項若しくは第2項の規定により指名停止の措置を行い、第5条第4項、第5項若しくは第7項の規定により指名停止期間を決定し、同条第6項の規定により指名停止期間を変更し、同条第8項の規定により指名停止期間を満了し、又は前条の規定により指名停止の措置を解除したときは、遅滞なく、有資格者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(契約の相手方の制限等)

第8条 市長は、指名停止事業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要する工事その他の工事等を発注する場合であって、特にやむを得ない事由があるときは、審査会の審査を経て、随意契約の相手方とすることができます。

2 市長は、指名停止事業者が市の契約に係る工事等の全部若しくは一部の下請負をし、又は受託をすることを承認してはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止の措置を行わない場合において、必要があると認めるとときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 市長は、別表左欄各項に掲げる措置要件に該当するおそれがある場合、経営不振に陥った状態にあると認められる場合その他の有資格者を工事等の契約の相手方とすることが不適当であると認める場合は、当該有資格者を入札等に参加させず、又は随意契約の相手方としない措置を行うことができる。この場合において、市長が審査会による審査が必要であると判断したときは、当該審査を経て、これらの措置を行うものとする。

(指名停止情報の公表)

第10条 市長は、指名停止の措置に関する情報を、行政資料閲覧コーナー及びホームページにおいて閲覧に供する方法により、公表するものとする。

2 前項の規定による公表の期限は、指名停止期間が満了する日の属する月の翌月の末日とする。

(苦情の申立て)

第11条 指名停止の措置を受けた有資格者は、市長に対し、別に定めるところにより苦情の申立てをすることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、指名停止の措置等に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 吹田市指名停止措置運用基準（平成6年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の吹田市指名停止措置運用基準の規定により行われた指名停止措置については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の吹田市指名停止措置要領第10条の規定は、平成27年7月1日において指名停止期間中である指名停止の措置及び同日以後に行う指名停止の措置について適用する。

附 則

この要領は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 吹田市競争入札参加資格認定申請書及びその添付書類、入札等に係る調査資料及びその添付書類、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項に規定する施工体制台帳その他契約担当者が求める提出書類に虚偽の記載をし、本市発注の工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6月
(入札妨害等)	
2 有資格者が、威圧その他の行為により、本市発注の工事等の入札、契約等の事務の公正かつ円滑な執行を妨げたと認められるとき。	当該認定をした日から1年
3 有資格者が、本市発注の工事等の入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。	当該認定をした日から1年
4 有資格者が、本市発注の工事等の入札において落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。	契約を締結しなかったことを確認した日から2月
(契約不履行等)	
5 有資格者の責めにより本市発注の工事等の契約が解除されたとき。	解除を確認した日から6月
6 有資格者の故意又は過失により、本市発注の工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量等に関し不正の行為をしたと認められるとき。	当該認定をした日から4月
7 契約に違反したことにより、本市発注の工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月
(監督、検査及び点検等の妨害)	
8 役員等又は使用人が、威圧その他の行為により、本市発注の工事等に係る監督、点検又は検査その他契約に関する業務の公正かつ円滑な執行を妨げたと認められるとき。	当該認定をした日から1年
(工事等の安全管理)	
9 有資格者が本市発注の工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者を生じさせたとき。	当該認定をした日から6月

せたと認められるとき。	
10 有資格者が本市発注の工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に負傷者を生じさせ、又は建物の損傷等の損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から3月
11 有資格者が本市発注の工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2月
12 有資格者が本市発注の工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に負傷者を生じさせたと認められるとき。 (贈賄)	当該認定をした日から1月
13 役員等又は使用人が次に掲げる者に対して行った刑法（明治40年法律第45号）第198条の贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。 (1) 市職員 (2) 市職員以外の公共機関の職員 (独占禁止法違反行為)	逮捕又は起訴を知った日から 3年 1年
14 有資格者である法人が、次に掲げる工事等に関し、独占禁止法に違反したとして、公正取引委員会から告発を受けたとき（役員等又は使用人が告発を受け、又は逮捕されたときを含む。）。 (1) 本市発注の工事等 (2) 本市発注の工事等以外の工事等	告発又は逮捕を知った日から 3年 1年
15 有資格者が、次に掲げる工事等に関し、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき又は公正取引委員会が違反行為の事実を公表したとき。 (1) 本市発注の工事等 (2) 本市発注の工事等以外の工事等 (談合等)	命令又は公表を知った日から 2年 6月
16 役員等が、次に掲げる工事等に関し、刑法第96条の6第1項の競売若しくは入札の妨害又は同条第2項の談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。 (1) 本市発注の工事等 (2) 本市以外の公共機関が発注する工事等	逮捕又は起訴を知った日から 3年 1年
17 使用人が、次に掲げる工事等に関し、刑法第96条の	逮捕又は起訴を

6 第1項の競売若しくは入札の妨害又は同条第2項の談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。		知った日から
(1) 本市発注の工事等	2年	
(2) 本市以外の公共機関が発注する工事等 (暴力行為等)	6月	
18 役員等又は使用人が、業務に関し、次に掲げる者に対する暴力行為等により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。		逮捕又は起訴を知った日から
(1) 市職員	2年	
(2) 市職員以外の者 (建設業法違反行為)	1年	
19 役員等又は使用人が、次に掲げる工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。		逮捕又は起訴を知った日から
(1) 本市発注の工事等	1年	
(2) 本市発注の工事等以外の工事等	6月	
20 有資格者が、経営規模等評価申請書及びその添付書類又は総合評定値請求書及びその添付書類について、虚偽記載により、次に掲げる処分を受けたとき。		処分を知った日から
(1) 建設業法第28条第1項の規定による指示処分	3月	
(2) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分	6月	
21 有資格者が、次に掲げる工事等に関し、建設業法の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。次項において同じ。）に違反し、建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けたとき (前項第1号に該当する場合を除く。)。		処分を知った日から
(1) 本市発注の工事等	3月	
(2) 本市発注の工事等以外の工事等	2月	
22 有資格者が、次に掲げる工事等に関し、建設業法の規定に違反し、同法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分を受けたとき（前々項第2号に該当する場合を除く。）。		処分を知った日から
(1) 本市発注の工事等	6月	
(2) 本市発注の工事等以外の工事等	3月	
23 有資格者が、次に掲げる建設業法の規定により、建設		処分を知った日

	業者の許可を取り消されたとき。	から	
(1)	第29条第1項第7号又は第8号	6月	
(2)	第29条第1項（第7号及び第8号を除く。）又は 第2項 (不正又は不誠実な行為)	3月	
24	前各項に掲げる場合のほか、次に掲げる事由により、 有資格者を本市発注の工事等の契約の相手方とすることが が不適当であると認められるとき。 (1) 役員等又は使用人が、業務に関し、逮捕され、又は 逮捕を経ないで起訴されたこと。 (2) 有資格者が、業務に関し、監督官庁から処分を受け たこと。 (3) 有資格者が、吹田市暴力団の排除等に関する条例 (平成24年吹田市条例第50号)第8条第2項の規定 により求められた誓約書を提出しなかったこと。	当該認定をした 日から	
25	前各項に掲げる場合のほか、役員等が、禁錮以上の刑 に当たる犯罪の容疑により逮捕され、検察官へ事件の送 致がされ、若しくは起訴されたこと又は禁錮以上の刑若 しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたことによ り、本市発注の工事等の契約の相手方として不適当であ ると認められるとき。 (その他)	1月以上9月以 内 1月以上7月以 内 3月	当該認定をした 日から1月以上 9月以内
26	前各項に掲げる場合のほか、本市発注の工事等に関 し、有資格者である法人、役員等又は使用人が、不正又 は不誠実な行為をしたことにより、本市発注の工事等の 契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした 日から6月	

備考

- 1 この表において「役員等」とは、有資格者である個人又は有資格者である
法人の代表権を有する役員、代表権を有する役員以外の役員若しくはその支
店若しくは営業所を代表する者をいう。
- 2 この表において「使用人」とは、有資格者の使用人（使用人であった者を
含む。）であって、役員等以外のものをいう。
- 3 この表において「公共機関」とは、刑法第197条から第197条の4ま
での収賄等の罪が適用される公務員が属する全ての機関をいう。
- 4 この表において「負傷者」とは、医師の治療を要する期間が14以上の
傷害を受けた者をいう。
- 5 この表の右欄各項に定める期間の起算日が、既に措置を受けている指名停
止の期間内の日となるときは、当該指名停止の期間が満了した日の翌日が当

該期間の起算日となる。